

## 再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 338  
2020.3.10

東京都公立学校教職員組合（東京教組）  
再任用・会計年度任用職員部  
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F  
TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

### 再任用・会計年度任用職員部の活動へのご支援ありがとうございました

再任用・会計年度任用職員部部員の皆さん。2020年度はコロナ禍で明け暮れた1年でした。3月から5月まで続いた臨時休校。6月からの分散登校。夏休みが短くなり、土曜授業がふえ、学校行事や部活も縮小や中止が相次ぎました。子どもたちも、授業内容が制限され、常時マスク着用、無言で食べる給食など、窮屈な生活を余儀なくされました。年間を通して計画的な教育活動がなかなかできず、現職の教職員はもちろん大変でしたが、退職後に働く私たちにも大きな影響がありました。在宅勤務が行われたことで、勤務日数の割り振りの変更も求められました。

コロナ禍だけではなく、2020年度は会計年度任用職員制度の実施という大きな制度の変更がありました。非常勤教員、時間講師、特別支援教室専門員などは、年齢制限がなくなりました。期末手当が支給されるようになったのは処遇改善の第1歩ですが、秋には、非常勤教員の公募選考に論文1600字が課せられた上に、多数の不合格者が出されるという問題が生じました。

10～11月に実施したアンケートでは、新しい制度への不安や持ち時数の多さ、定時には帰れない実態、免許更新制の不当さなど、退職後に働く教職員の実態や不安、不満が寄せられました。

東京教組の専門部は、毎年度末に都教委要請を行っています。今年度も3月26日に行われ、再任用・会計年度任用職員部も参加します。要請書案は、2月のニュースに掲載しました。継続雇用制度が少しでも改善されるよう、部員の皆さんの声を届けたいと思います。

再任用・会計年度任用職員部の皆さん、1年間ご苦労様でした。また、部の活動に対するご支援、ありがとうございました。

### 再任用・非常勤教員を退職される皆さんへ

#### 新しい一歩へ 健康で豊かな生活を

再任用・非常勤教員を退職される皆さん、変化の激しい職場の中で、この間を乗り切ってこられ、お疲れ様でした。

退職後の日々は、完全に自分の時間になります。健康で有意義に過ごされるよう願っています。

す。また、新しい一歩に向けて活動される方も多いことでしょう。

完全に退職されると、制度についても変更になることがあります。

主な点をまとめました。複数の選択肢がある場合は、今後の皆さんの生活に照らし、有効なものを選択しましょう。

#### [ 退職時に受け取る重要証明書等 ]

##### \* 「被保険者資格喪失届」

各所属で4月に入ってから受け取ります。

あらかじめ事務の方に話しておく方がよいでしょう。

##### \* 「雇用保険被保険者離職票」

離職後、所属を通じて、本人に送られてきます。

#### [退職に伴う手続き]

### 1. 社会保険関係

#### (1) 医療制度及び手続き

再任用・および非常勤教員（全国健康保険協会管掌健康保険：協会けんぽ 被保険者）が退職した場合は、退職と同時に健康保険証は返却しなければなりません。退職の翌日から、協会けんぽの任意継続か、新たに何らかの健康保険に加入する必要があります。

◎次のいずれか一つの医療保険制度に加入します。

#### 1.協会けんぽ、任意継続被保険者として加入する。（2年間のみ有効）

手続きは、4月1日から20日まで

保険料はお住まいの都道府県により異なります。

#### 2. 国民健康保険に加入する。（退職してから14日以内に手続き）

※協会けんぽの任意継続保険にするか、国民健康保険にするかの判断にあたっては、昨年度の収入証明のできるもの（確定申告書）などを持って、居住の区市役所国民保健係に行き、協会けんぽと国民健康保険で保険料2年分を比べてみてください。

※退職直後1年目の保険料は、協会けんぽの任意継続の保険料が低額である場合が多い。2年目は、主な収入が年金のみとなることから前年の所得が減少することで、国民健康保険の保険料（税）の方が低額になることが多い。

#### 3.家族の健康保険の被保険者になる。（退職後家族の勤務先を通じて手続き）

#### 4.新たな就職先の健康保険に加入する。（手続きは就職先を通して行う）

現在の法律では、65歳から75歳未満の方は、前期医療制度が適用されます。

（今後見直しが行われることも考えられます。）

#### (2) 厚生年金

再任用・非常勤教員在職中に厚生年金の手続きを終えた人は、「特別支給の老齢厚生年金」を受けながら勤務しています。65才になられた方の手続きは、65才の誕生日月に年金事務所から送られてきた書類ですでに手続きは済んでいると思います。

※退職後、「特別支給の老齢厚生年金」の受給資格が発生した場合に、年金事務所より通知がなされ、請求できます。

昭和31年4月1日以前に生まれた方で、再任用・非常勤教員期間中に老齢厚生年金の手続きをまだしていなかった方（老齢厚生年金を受けていなかった）の場合は、公立学校共済組合本部（〒101-0062 千代田区神田駿河台2-9-5 TEL03-5259-1122）に証明を依頼。）に問い合わせ、「年金加入期間確認通知書」を発行してもらい、年金事務所で手続きをしてください。（年金受給資格年齢に達し、65歳未満の方で、厚生年金加入期間が1年以上ある方は、「特別支給の老齢厚生年金」が金額は少ないながら受給できます（生年月日により開始年齢が違ってきます）。65歳からは、老齢厚生年金へ切り替わります。いずれの場合も年金事務所で手続きをしてください。）

### 年金受給に必要となる書類

・年金手帳及び基礎年金番号通知書・戸籍抄本・共済年金証書・振込銀行の通帳（写し、口座番号）・老齢給付裁定請求書・住民票（世帯全部）・印鑑

※雇用保険被保険者証（既に申請してある場合）

### （3）雇用保険

#### ①. 雇用保険受給資格

次の3点を満たしていること

ア.被保険者期間が離職の日以前2年間に月11日以上勤務した月が12ヶ月以上あること

イ.就職する意思と能力があること

ウ.公共職業安定所（ハローワーク）に求職申し込みをし、失業の認定を受けていること（休職中は、4週間に1回公共職業安定所に出向く必要があります。）

（65歳以上で離職すると、一括支給のため ウ、の項目は該当しません。）

#### ②. 受給するときの手続き

離職後、旧所属所から4月中頃「離職票」が送られてきます。必要書類を持参して住居地を管轄する職業安定所に行き、手続きします。（再任用職員で離職する場合も「一般被保険者」となり、給付の対象になります。）

**必要書類** ・雇用保険被保険者離職票1、及び2。（所属職場で交付）

・雇用保険被保険者証（紛失した場合は、ハローワークで再発行手続き）

・印鑑 ・本人確認、年齢、住所の確認できる写真付の書類

・写真2枚（3cm×2.5cm、上半身） ・本人名義の普通預金通帳

#### ③. 失業給付の受給について

ア.失業給付の求職者給付を受けられるのは、65歳未満で離職の場合、給付日数が90日分です。「高年齢求職者給付金」を受け取ると、その分、年金が支給停止されることとなります。失業給付の額と退職共済年金の額を比較検討して手続きをしてください。

（平成10年4月1日以降、受給権の発生した場合、65歳未満は「退職共済年金」「特別支給の老齢厚生年金」を受給していると、併給調整が行われます。「退職共済年金」の職域年金

相当部分を除いた額、及び「特別支給の老齢厚生年金」の全額が支給停止。）

再就職した場合は、手続きが異なります。

65才以上で離職すると「高年齢継続被保険者」となり、「給付金」（一時金）50日分となります。

\*不明な点はハローワークでお尋ね下さい

## 2. 東京都人材支援事業団退職会員制度、東京都教職員互助会賛助会員

(1) 人材支援事業団退職会員については申込用紙がすでに職場に届いています。詳しくは「いぶき」をご覧ください。

(2) 互助会賛助会員については互助会にお問い合わせ下さい。

会報「ふれあい」などを参考にするのもよいでしょう。

※東京都教職員互助会で「ふれあいシニアサポーター」を実施しています。退職教職員を対象に学校・地域等での活動支援（ボランティア）となっています。（都教委が平成21年度から開始。「退職教職員ボランティア活用事業」互助会の受託事業）

新年度 各地区の常任委員選出の準備をお願いします。

### <今後の予定>

- ・ 3月26日(金) 15:30 再任用・会計年度任用職員部都教委要請  
都庁 東京都教育委員会
- ・ 3月27日(土) 13:30 福島原発事故10年「さようなら原発」首都圏集会  
日比谷野外音楽堂
- ・ 4月21日(水) 16:00 2021年度第1回再任用・会計年度任用職員部会  
東京教組会議室

